

防火管理細則

設定 令和元年5月12日

(目的)

第1条 この細則は、消防法第8条第1項の定めにより、霧が丘グリーンタウン第四住宅(以下「団地」という。)の防火管理業務について、規約第46条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この細則は、組合員及びその組合員が所有する住宅に居住する者(以下「居住者」という。)の他、団地に入出入りする全ての者に適用する。

(管理権原者)

第3条 消防法第8条第1項の「権原を有する者」(以下「管理権原者」という。)は、理事長とする。

(防火管理者の任命)

第4条 管理権原者は、理事の有資格者から防火管理者を任命する。

- 2 理事到有資格者がいない場合は、組合員の有資格者から本人の同意を得て、防火管理者を任命する。同時に、理事から防災担当理事を定め、防火管理者の業務を補佐させる。
- 3 理事および組合員到有資格者がいない場合は、管理権原者より委任された防災担当理事が資格を取得する。
- 4 団地共用部の防火管理、消防訓練及び講習会参加等、消防計画の実施に要する費用は、管理組合の組合運営費より支出する。
- 5 防火管理者の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(防火管理活動)

第5条 管理権原者及び防火管理者と居住者は、別に定める「消防計画書」に基づいて自主的に火災予防措置を図るとともに、火災発生時には居住者は一致団結して迅速に初期防火活動を行う。

(防火管理者の業務)

第6条 防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 消防計画の作成又は変更
- 二 消防署への届出、報告及び連絡
- 三 居住者に対する防災教育の実施及び消防計画の周知
- 四 建物等の自主点検及び維持管理
- 五 共用部分における消防用設備等の点検及び維持管理
- 六 消防設備等の位置及び屋外へ通じる避難経路図の作成と居住者への周知
- 七 消防訓練参加の呼びかけ
- 八 届出書類、報告書類、防火管理業務に必要な図書等の保管管理
- 九 管理権原者への提案や報告
- 一〇 その他防火管理上必要な事項

(居住者の防火管理義務)

第7条 居住者は、専有部及び専用使用部における防火管理責任者であり、消防計画書に記載されている事項について、自己の責任において的確に実施しなければならない。

- 一 専有部及び専用使用部の火災予防措置及び避難対策
- 二 火災時の行動
- 三 地震災害の予防対策及び地震発生時の行動

(消防訓練等)

第8条 防火管理者、管理組合役員は、居住者に対して次の教育・訓練を行う。

- 一 防火管理者は、居住者に対して消防設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等につい

て周知する。

- 二 防火管理者は、火災発生時及び要救護人が現れた際の消防署への通報内容について周知する。
- 三 消防訓練は、毎年1回、理事会が主催して実施する。
- 四 消防訓練は、火災等災害発生時に居住者間での情報伝達及び初期消火、避難誘導、消防署への通報が的確に行えるように実施する。
- 五 防火管理者は、居住者に対して、消防訓練に積極的に参加するように呼びかける。
- 六 居住者は、消防訓練に積極的に参加する。
- 七 居住者は、団地及び地域の防災訓練に積極的に参加する。

(不備欠陥等の改善)

第9条 防火管理者は、各点検報告に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、管理権原者と協議して早急に整備しなければならない。

(附 則)

- 1 この細則は、令和元年5月12日から施行する。
- 2 消防計画は別に定める。